

4 消費課税

① 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置 (大綱 P. 123)

①個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間(免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限ります。)については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。



②適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとされます。

③上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。

※現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとされます。

(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

(大綱 P. 123)

①本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とされます。

期間	割合
イ 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	80%
ロ 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
ハ 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
ニ 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

②の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円(現行:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととされます。

適用期日等: 令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用

改正概要

①仕入れに関する経過措置（8割控除）

②課税に関する特例措置（2割特例） ※対象を個人事業主のみに限定

消費税額 = 課税売上げに係る消費税額（売上税額） × 3割

控除不可

控除不可

(出典：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要）)

② その他

(1) 暗号資産に係る課税関係の見直し（大綱 P. 130）

金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置が講じられます。

- ① 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの（現行：支払手段に類するもの）の譲渡として、引き続き消費税が非課税とされます。
- ② 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとされます。
- ③ 暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とするほか、所要の措置が講じられます。

適用期日等：金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用

(2) 輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（大綱 P. 130）

その輸出取引の代金を現金等により受領したものについて、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証明する書類として、現行の証明書類に加えて、輸入国における輸入許可書等（その電磁的記録を含みます。）を保存しなければならないこととされます。

適用期日等：令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用

(3) 非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等（大綱 P. 131）

消費税の輸出免税の適用対象から除外するほか、所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用。

ただし、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用しないこととされます。